西村委員（民主県政会）

平成 26 年３月 13 日
教 育 長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）通学路の安全に向けた児童の自己防衛安全意識について

３月３日に，福山市草戸町の市道で，下校中の３名の児童が巻き込まれ重軽傷を負う事故があったが，歩行者用信号が青で横断中の事故との報道があった。

信号無視で突っ込んで来る相手が悪いが，対策を相手に求め，相手任せにしても解決しない。自分の身は自分で守るという意識のもと，自分ができる対策を講じて実行することが自己防衛になると思う。

災害を未然防止するために，「かも知れない行動」や危険予知(KY)がある。

「かも知れない行動」を今回の事例に当てはめると，「歩行者用信号が青になったから，車は止まるだろうと思って横断を始める」のではなく，「歩行者用信号が青になったが，わき見運転等の車が突っ込んでくるかもしれないので，確認して渡ろう」というのが「かも知れない行動」であり，「知っている」だけではダメで，できるレベルまで，繰り返して訓練することが大切である。

自分の身は自分で守るという観点から，「かも知れない行動」等の意識の高揚に向けた児童の教育が必要だと思うが，教育長の考えを伺う。

（答）

小学校における交通安全指導では，児童に，歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに，道路及び交通の状況に応じて，危険を予測し，回避して安全に通行できる能力や態度を養うことが必要でございます。

このため，各学校では，これまでも，児童自身に地域安全マップを作成させる取組や，校庭に仮想の交差点を設け実践的な交通安全教室を実施するなどの取組を行ってきたところです。

また，３月５日付けで通知を発出し，交通ルールの順守により，登下校中を含む安全行動が実践できるよう，児童生徒に危険予測・危険回避能力を高める交通安全教育の指導の徹底を図るよう，改めて市町教育委員会を指導したところでございます。

県教育委員会といたしましては，引き続き，各学校において，視聴覚教材

を有効に活用した交通安全学習や，地域や関係機関と連携した交通安全教室の開催など，効果的な交通安全教育が実施されるよう，市町教育委員会の取組を支援して参ります。